

「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」 よくある質問一覧

令和6年8月22日公表

目次

(1) 補助事業実施期間・補助対象者について	2
(2) 補助事業の要件について	4
(3) 補助対象経費・二重受給について	8
(4) 申請手続き・提出書類・審査について	12
(5) 共同申請（コンソーシアム形式・リースによる 投資補助）について	16
(6) 交付申請～補助金の支払いについて	18

No.	質問	回答	更新・追記日
(1) 補助事業実施期間・補助対象者について			
(1)-1	補助事業期間とは、補助金の公募に申請し、審査の上交付が決定した日より、令和8年12月末までに申請事業(例えば工場の新設)を終えるということによろしいでしょうか。	事業実施期間について、一般枠は交付決定日から最長で令和8年12月末まで、納品、検収、支払等の事業に必要な手続きが上記期間内で完了している必要があります。 ※特別枠は、交付決定日から令和7年3月末までに納品、検収、支払等の事業に必要な手続きが上記期間内で完了が見込まれる事業者が対象となります。	7/24更新
(1)-2	補助事業の完了は「納品、検収、支払等の事業に必要な手続きがすべて完了している状態を指す」とありますが、工場を新設する場合、令和8年12月末までに生産設備が整って工場が稼働している必要はありますか。	令和8年12月末までに納品、検収、支払等の事業に必要な手続きがすべて完了している状態であれば、「補助事業が完了」していることとなりますので、工場が稼働している必要はありません。	7/24追記
(1)-3	工事着手の期限はありますか。	工事着手の期限については制限を設けておりません。ただし、一般枠については、令和8年12月末までに工事、納品、検収、支払等の事業に必要な手続きがすべて完了している必要がございます。(特別枠については、令和7年3月31日までに工事、納品、検収、支払等の事業に必要な手続きの完了が見込まれる事業者です。) また、工事着手をしない期間の実施内容についても、実現可能性の観点で審査対象となります。	7/24更新
(1)-4	【一般枠】 補助事業期間について、工期が延びて令和8年12月末までに完了できなかった場合どうなりますか。	原則、補助事業期間内に補助事業が完了しなかった場合は、採択自体が取り消しとなり得ます。ただし天災等の申請者の責めに帰さない場合、事故等報告を事務局に届け出たうえで、補助事業期間内に承認を得た場合に限り、事故繰越による期間の延長が認められることがあります。	7/24更新
(1)-5	みなし大企業について、事例等の補足資料はありますか。	以下リンクより「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。 https://seichotoushi-hojo.jp/assets/pdf/minashi.pdf	7/24追記
(1)-6	単独では従業員数2,000名以下、連結子会社(海外法人)を含めると2,000名を超える企業は補助対象となりますか。	企業単体で2,000人以下が要件となりますので、補助対象となります。	3/21追記
(1)-7	補助対象者の要件に、上場・非上場、資本金は関係ありますか。	本事業では、上場・非上場、資本金の金額によらず、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等を補助対象者としています。	4/19更新
(1)-8	親会社が海外企業の場合であっても、国内企業と同じく従業員数2000人以下であれば中堅企業と判断され、「みなし中堅企業」として対象となるという理解で合っているでしょうか。	親会社が海外企業でも子会社が国内企業(本社が日本国内)であれば対象になり得ます。	3/21追記
(1)-9	みなし大企業の判定についての質問です。 大企業に該当するA社が弊社の株を50%以上保有しており、弊社はみなし大企業に該当しますが、今後保有率が50%未満に下回り、本補助金事業のみなし大企業に該当しなくなる予定です。ただし公募開始日時点においてはみなし大企業ですが、公募への申請は可能でしょうか。	補助事業対象者の要件は、本事業の公募申請時点において満たしている必要があります。したがって、公募申請時点でみなし大企業となる場合には、公募への申請はできません。	7/24更新

No.	質問	回答	更新・追記日
(1) 補助事業実施期間・補助対象者について			
(1)-10	<p>みなし大企業の判定についての質問です。下記状況の場合、補助対象者となりますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社（親会社：純粋持株会社） 資本金816億 従業員 単独147名 連結33,482名 ・ B社（A社の完全子会社） 資本金8億 従業員400名 A社の発行済株式保有率100% ・ 弊社（孫会社＝B社の子会社） 資本金5千万円 従業員350名 B社の株式保有率約70% 	<p>A社は大企業ではない（従業員数2,000人以下）ため、B社はみなし大企業ではありません。</p> <p>したがって本ケースにおいて、質問者はみなし大企業には該当しません。</p> <p>以下みなし大企業の該当例も併せてご参照ください。 https://seichotoushi-hojo.jp/assets/pdf/minashi.pdf</p>	7/24更新
(1)-11	<p>商工会議所は「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化の大規模成長投資補助金」の対象に入りますでしょうか。</p>	<p>商工会議所も本補助事業の対象になり得ます。</p> <p>なお、収益事業を行い、その内容が本事業の目的である「地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現すること」に合致するものである必要があります。</p>	3/21追記
(1)-12	<p>医療法人は本事業の対象になりますか。</p>	<p>医療法人（社会医療法人を除く。）は制度上、収益業務を行うことができないため、本事業の趣旨に外れるという観点から対象外とさせていただきます。</p>	6/19更新
(1)-13	<p>補助事業期間中に従業員数が2,000人を超えた場合は、補助対象外になりますか。</p>	<p>公募申請時点で補助対象者要件を満たしていれば、補助期間中に従業員数が2,000人を超えても問題ございません。</p>	4/19追記
(1)-14	<p>「常時使用する従業員」には、以下は含まれますか？ 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者ではあるが、当初所定の期間を超えて継続雇用となっている者。</p>	<p>常時使用する従業員とは、予め解雇の予告を必要とする者となりますので、当初所定の期間を超えて継続雇用となっている場合でも、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者は算定に含めません。</p>	4/19追記
(1)-15	<p>「常時使用する従業員」に派遣社員、契約社員は含まれますでしょうか。</p>	<p>派遣社員、契約社員は常時使用する従業員には含めません。</p>	6/19追記
(1)-16	<p>「常時使用する従業員」に実習生、特定技能実習生は含まれますでしょうか。</p>	<p>雇用形態が正社員（臨時・短期でなく、事業者から直接給与を支払われている）である場合は、常時使用する従業員に含めます。</p>	6/19追記

No.	質問	回答	更新・追記日
(2) 補助事業の要件について			
(2)-1	<p>【特別枠】 特別枠の対象者となる「令和6年度内に投資する事業者」とは、令和7年3月31日までに補助事業を完了（建物完成、設備設置、検収、支払を完了）することのできる事業者ということでしょうか。もしくは令和6年度内に発注さえ完了していれば良いのでしょうか。</p>	<p>公募申請時点において、令和6年度中に補助事業完了（納品、検収、支払等の事業に必要な手続きがすべて完了している状態）を見込んだ計画が策定できている事業者が特別枠の対象となります。</p> <p>諸事情により計画変更となり、令和7年以降に後ろ倒しになった経費は補助対象外となります。交付決定後に計画変更届を提出いただいても、令和6年度を超えて発生した経費は補助対象経費にはなりませんので、ご注意ください。</p>	7/24追記
(2)-2	<p>【特別枠】 特別枠の場合、「令和6年度中に支払い予定の経費のみが補助対象となる」とありますが、1円でも令和6年度内で支払いが完了せず、令和7年度以降に後ろ倒しになる場合は、一律補助対象外となりますか。</p>	<p>特別枠は令和6年度中、令和7年3月末までに事業完了し賃上げ開始を想定している事業者ということで、早期に賃上げ効果が発揮されることから審査優遇することとしています。そのため、令和6年度中に事業完了が見込まれないのであれば、一般枠での提出を推奨いたします。</p> <p>なお、交付決定後に令和7年度以降に支払いがずれ込んだ場合、令和6年度分に支払った分のみ補助金を支払い、令和7年度以降にずれ込んだ分については、天災、建設会社側の事由による遅れ等、事業者の責めに帰さない理由に限り、支払の繰越を行える場合があります。</p> <p>ただし、一般枠の要件を満たさない場合は、例えば10億円未満など補助事業者の要件未達として、採取消消となり得ます。</p>	7/24追記
(2)-3	<p>【追加採択】 「補助対象経費または補助率を調整した上で採択を行う可能性があります。」とありますが、追加採択はいつ頃に確定しますか。</p>	<p>今後のスケジュール等については、恐れ入りますが、本補助事業のホームページにて回答させていただきます。</p>	7/24追記
(2)-4	<p>【追加採択】 追加採択を希望して申請しましたが、諸事情により追加採択を辞退することは可能でしょうか。 また、辞退する場合はいつまでにその判断をする必要がありますか。</p>	<p>追加採択の辞退は可能です。</p> <p>具体的な辞退発生時の対応については改めて対象者または採択事業者あてにご連絡させていただく予定です。</p>	7/24追記
(2)-5	<p>【追加採択】 追加採択を受けて、成長投資計画の内容を修正した上で、再提出することは可能でしょうか。</p>	<p>あくまでも現在の提出計画のまま、補助金額が減少したとしても計画を実行できる場合にのみ、追加採択を希望してください。</p> <p>これは、審査後に計画を変更されると、再度審査プロセスが発生し、採択が著しく遅れるためです。</p>	7/24追記
(2)-6	<p>年度跨ぎとなる事業も令和8年12月末までに事業完了すれば補助対象となると考えて宜しいでしょうか。補助対象となる場合、年度毎に年度出来高の支払いをもって、補助対象額が確定するものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>一般枠の場合、令和8年12月末までに事業完了している場合は、補助対象となります。</p> <p>年度ごとに予算編成をするため、原則、各事業年度の支出計画をもとに、補助金のお支払いをさせていただきます。</p> <p>補助事業の執行が早まる、または遅延するなど、支出計画と乖離があった場合、予算の範囲内において対応する可能性もありますが、その対応を保証するものではない点についてご了承ください。</p>	7/24追記
(2)-7	<p>補助事業実施場所は公募申請時に決まっていなければならないのでしょうか。</p>	<p>補助事業実施場所の都道府県の給与平均上昇率を賃上げの基準とするため、公募申請時に補助事業実施場所の都道府県が決まっている必要があります。</p>	6/19更新

No.	質問	回答	更新・追記日
(2) 補助事業の要件について			
(2)-8	補助事業の内容に制限はありますか。	補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。そのほか、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。	
(2)-9	補助対象経費が200億円の場合、補助額はいくらになりますか。	補助率は1/3ですが、補助上限額が50億円のため、想定される補助金額は、50億円となります。	
(2)-10	補助金額1/3を下回る補助額で申請してもよいでしょうか。	補助上限額である1/3以内（最大50億円）の範囲内であれば、補助金額はご自身で設定いただいで構いません。	8/1追記
(2)-11	採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。	採択される前に着手している事業でも補助対象になり得ますが、交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択前を含め、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。	6/19更新
(2)-12	「補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象になる」とありますが、目的・内容はどのような基準で判断するのでしょうか。	補助事業により、省力化及び労働生産性の抜本的な向上が図られ、人手不足の状況が改善される取組となっているか、地方における持続的な賃上げにつながるかを審査で判断します。 例えば、生産工程の増強によって供給能力が上がっても、作ったものを効率的に卸していくことができなければ売り上げの拡大につながらないので物流機能についても増強を行い、自社内のバリューチェーン全体を強化するというのは、補助事業の内容に一体性があると言えると考えられます。	7/24更新
(2)-13	申請時に掲げた目標率を満たさなかった場合の補助金返還のタイミングと返還が必要となる補助金の計算方法をご教示いただけますでしょうか。	未達成率での算出を想定していますが、返還方法については、別途「補助事業の手引き」にてご案内します。	3/21追記
(2)-14	採択後、設計等見直しによって設備投資総額が減少し、設備投資額が10億円以下となった場合も補助金が交付されますか。	設備投資額の補助要件を満たさなくなるため、補助対象経費が10億円を下回った場合には、交付決定は出来ません（交付決定後であれば、交付取消となります）。	
(2)-15	公募要領P8(5)における※「投資場所が複数地域になる場合も対象となりますが、補助事業の目的・内容が一体的であることが必要」の箇所について、スキー場の設備の拡充をメインに、サブとしてグランピングなどの設備拡充も併せて検討しています。 スキーやグランピングなど事業としては分かれているものの、「観光業という括りでグランピングとスキー場の内容で申請が可能か」、「スキーとグランピングは別事業として区分けしてるため、2つ纏めて申請は不可」のどちらでしょうか。	日本標準産業分類を参照していただき、対象事業部門の中分類が2つ以上にまたがる場合は、主要な活動（例えば、利益や売上高などの最も大きいもの）にて取り扱います。 そのうえで、「観光に関わる事業」という点で、補助事業の目的・内容が一体的であれば、まとめて申請いただくことは可能でございます。 また、複数の業種にまたがる事業の場合、その投資が一体的な投資である旨を様式1で明記していただくようお願いいたします。 日本標準産業分類につきましては、下記リンクを参照してください。 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02t_oukatsu01_03000023.html	6/19追記
(2)-16	役員数の基準がありますが、役員総数とは、取締役の総数でしょうか。 執行役員も含めた総数でしょうか。	取締役、会計参与の総数となります。 会社法上の役員には執行役員は含まれないため、執行役員は従業員扱いになります。 ※役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれません。	6/19更新

No.	質問	回答	更新・追記日
(2) 補助事業の要件について			
(2)-16	賃上げ基準が採用される地域は、実際に事業を実施する地域か、もしくは事業者の事業所の存在する場所になりますか。	賃上げ基準が採用される都道府県は、補助事業実施場所となります。補助事業に関わる従業員・役員（賃上げ対象）をどの範囲にするか貴社でご検討ください。 例①全社の従業員・役員を賃上げ対象とする場合：本社 例②当該補助事業を実施する場所の従業員を賃上げ対象とする場合：補助事業実施場所 例③使用する設備の場所が全国に跨る：賃上げ対象の従業員・役員の範囲により変わる（本社/当該事業の主要拠点 等） 賃上げの要件については、公募要領（5）補助事業の要件【賃上げ要件について】をご参照ください。	7/24更新
(2)-17	複数の地域で投資を行う場合も補助対象になりますか。また、対象になる場合、賃上げの要件に適用される基準値はどのように設定されるのでしょうか。	補助事業の目的・内容が一体的であれば、投資場所が複数地域になる場合も対象となります。その場合、賃上げ要件については、事業実施場所の都道府県ごとの基準値を適用しますので、事業実施場所の都道府県ごとに賃上げ率を設定していただきます。	7/24更新
(2)-18	賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、公募申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならないのでしょうか。	補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）が、申請時に掲げた賃上げ伸び率の目標以上であるかどうかで確認します。 年平均上昇率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の1人当たり給与支給総額と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均上昇率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。 ただし、補助事業終了後の賃上げ状況や事業実施状況（3事業年度分）の確認については、毎事業年度行います。	6/19更新
(2)-19	新規で設立した会社のため、決算がありません。本事業を実施する場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いのでしょうか。	本補助金の公募の申請時において、確定した決算がない場合、基準年度は補助事業の完了した日の属する事業年度の翌事業年度とすることができます。	7/24更新
(2)-20	既存の会社で会社全体の決算はありますが、新規事業が補助事業となる場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いのでしょうか。	補助事業に関わる従業員及び役員の判定は、原則として、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲とします。 ただし、基準年度の補助事業1人当たり給与支給総額を特定することが困難な場合や、補助事業の効果を会社全体の賃上げにつなげる場合等は、補助事業に関わる従業員数の代わりに事業者全体の従業員数及び事業者全体の従業員1人当たり給与支給総額を用いることができます。	7/24更新
(2)-21	事業終了後の賃上げの伸び率の計算に際して、その事業所の補助事業とは関係のないプラントと本補助事業を一体的に管理している者（所長など）は計算対象に含まれますか。	補助事業に関わる従業員及び役員の判定は、原則として、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲とします。ただし、判定が困難である場合は事業部門を超える範囲（例えば、事業者全体）とすることも可能です。したがって、事業所の補助事業とは関係のないプラントと本補助事業を一体的に管理している者（所長など）は計算対象に含めて頂いても構いません。	
(2)-22	昇給・減給等の給与変動がある場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いのでしょうか。	昇給・減給等の給与変動がある従業員も、賃上げ算定対象となります。予め成長投資計画にて算定をお願いします。	3/21追記

No.	質問	回答	更新・追記日
(2) 補助事業の要件について			
(2)-23	補助事業期間中に新規・中途採用した場合は、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	補助事業1人当たり給与支給総額の算定にあたり含める補助事業に関わる従業員は、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において全月分(12か月)の給与等の支給を受けた従業員とします。 よって、中途入社した従業員の給与支給総額は入社の日事業年度以降から、給与支給総額と、人数を含めて計算をお願いします。	4/19更新
(2)-24	補助事業に関わる従業員が事業期間中に退職した場合、賃上げの計算はどのようにすれば良いでしょうか。	補助事業1人当たり給与支給総額の算定にあたり含める補助事業に関わる従業員は、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において全月分(12か月)の給与等の支給を受けた従業員とします(基準年度も同様)。 よって、補助事業に関わる従業員が事業期間中に退職した場合は、当該事業年度以降の算定対象外とし、前事業年度までが報告対象となります。	4/19更新
(2)-25	補助事業前と、事業後に従業員数の変動が見込まれる場合、成長率(賃上げ)の判断はどのような形になるのでしょうか。事業前の総人件費と事業後の総人件費の増加率か、総人件費の人数割りで1人当たりの増加率での判断のどちらになりますでしょうか。	総人件費の人数割りで1人当たりの増加率での判断となります。 下記、計算式の原則に則り、入退職を加味した上で、総合的な賃上げの計画をお願いします。 ・年度毎の1人当たり給与支給総額=対象の給与支給総額/対象の従業員総数 ・補助事業1人当たり給与支給総額の年平均上昇率= $\{(\text{最終年度の1人当たり給与支給総額}/\text{基準年度の1人当たり給与支給総額})^{1/3}\}-1$	4/19追記
(2)-26	派遣社員と技能実習生は賃上げ対象の従業員数に含まれるのでしょうか。	・派遣社員は、派遣元から給与を支払われるため、賃上げの対象に含めません。 ・技能研修生は、臨時・短期でなく、事業者から直接給与を支払われている場合、常時使用する従業員に該当します。なお、基準年度及びその算定対象となる各事業年度において、全月分の給与等の支給を受けた従業員とします。当該事業年度の全月分の給与に満たない場合は、賃上げの計算に含めません。	6/19更新
(2)-27	補助事業に関わる従業員のうち、パート社員や、嘱託社員等は賃上げ対象の従業員数に含まれるのでしょうか。	基準年度及びその算定対象となる各事業年度において、全月分の給与等の支給を受けた従業員となりますので、パート社員や、嘱託社員等も含めていただく必要があります。 また、当該事業年度において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は、算定対象から除くことができます。 パートタイム従業員については、正社員の就業時間に換算して人数を算出してください。 詳細に関しては「様式2_成長投資計画書別紙」、シート2枚目の<補足・留意事項>内にある、<就業時間換算パートタイム従業員数の考え方>をご確認ください。	7/24更新
(2)-28	賃上げ要件として、賃上げ目標を従業員等に表明するとありますが、方法について教えてください。	詳細については採択事業者宛てに別途「補助事業の手引き」でご案内します。	6/19更新
(2)-29	給与支給総額として、公募要領には「給料、役員報酬、賞与、各種手当(残業手当、休日出勤手当、職務手当、地域手当、家族(扶養)手当、住宅手当)等」とありますが、以下の経費は含まれるのでしょうか。福利厚生費、賞与引当金、通勤費	給与所得として課税取得にならない経費は、給与支給総額に含まれません。よって、福利厚生費、賞与引当金、通勤費は給与支給総額に含まれません。	6/19追記

No.	質問	回答	更新・追記日
(2) 補助事業の要件について			
(2)-30	物流センター建設に係る補助事業の場合、当該センターに入入りする自社ドライバーについても賃上げの対象となるのでしょうか。	当該ドライバーが貴社が雇用している常時使用する従業員であれば、賃上げ対象となります。	7/24更新
(2)-31	新たに拠点を設置するのですが、拠点が複数の都道府県に跨ります。補助事業の実施場所はどのように設定すれば良いのでしょうか？	補助事業の実施場所は、賃上げ率を判定する都道府県となります。原則として、補助事業を主として行う事業部門を最小範囲とします。ただし、判定が困難である場合などについては、例えば、事業者全体など事業部門を超える範囲とすることも可能です。様式2の「②補助事業情報」に記入する際は、5.補助事業における数値の収支計画は事業部全体の数値を記載、6.収支計画明細は都道府県別にご記載いただくようお願いいたします。	7/24追記
(3) 補助対象経費・二重受給について			
(3)-1	処分制限期間の年数を教えてください。	「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」で定めている期間となります。対象の財産がどれに該当するかご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/seigenkikan.pdf	7/24更新
(3)-2	非製造業（サービス業等）において例えば以下のような投資は、労働生産性の向上に寄与し補助対象事業になり得ますか。 ※ホテル、レストラン、レジャー施設等の増築・改築（増築・リニューアルにより高付加価値化して客単価を上げ売上増、労働生産性向上に寄与）	ホテル・レストラン・レジャー施設等の増築・改築は、補助対象となり得ます。本事業の目的である「地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現すること」に合致する内容で申請してください。	6/19更新
(3)-3	貸倉庫業（補助金を受け倉庫を新築し、その倉庫を賃貸をする予定）ですがその建物でも補助金の対象になりますか。	本事業の目的に沿ったものであり、専ら補助事業に使用するものであれば補助対象となります。よって、貸倉庫業が倉庫を建設するのは補助対象となり得ます。※不動産業が賃貸用のビルを建てることも補助対象としています。	6/19更新
(3)-4	中古の居抜き工場を来年4月に買おうとしております。現状仮契約の状態でお金をおさえておくため手付金だけ先方に預けております。来年3月～4月に名義変更後、全額納付する予定のスキームは本補助金の対象になりますか。	本補助事業では、事前着手は認められません。不動産の売買契約等の契約日が補助金の交付決定後の補助事業期間であれば対象になります。既に契約を結んでいる場合（不動産売買契約等に基づき手付金を支払っている場合など）は、本補助金の対象外となります。	3/21追記
(3)-5	入札により選定した事業者に内定を伝達するために、契約より前に「業務依頼書」を提出することは発注に該当しますか。	見積依頼を前提とした依頼書である場合、事前着手には該当せず補助対象になり得ます。ただし、発注を目的とした依頼書である場合、事前着手となり補助対象外となります。	7/24追記
(3)-6	本社、研究棟、インキュベーション施設、福利厚生施設等の建設は補助対象になりますか。	本事業の目的に沿っているものであれば補助対象となり得ますが、事業規模拡大による成長と賃上げに貢献しない投資は対象外となります。	
(3)-7	補助対象経費の支払いについて、「クレジットカード払い」は対象になりますか。	クレジットカード払いは原則認めません。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(3) 補助対象経費・二重受給について			
(3)-8	建物費における「構築物」とは具体的にどのようなものがありますか。	塀・門扉、舗装設備、防油堤、砂利道、放射線発生装置の遮へい壁等が該当します。 参照：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015 当該経費の分類に関する詳細については、税理士等にご確認ください。	7/24更新
(3)-9	建物の耐震工事を検討中ですが、耐震工事は補助対象となりますか。	建物の改修に要する経費に該当するため、補助対象になり得ます。 本事業の目的である「地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現すること」に合致する内容で申請してください。	3/21追記
(3)-10	建物費は入札・相見積もりが必須となっておりますが、相見積もりの取得に時間を要する等で、交付申請までに相見積もりの取得が難しい場合は、どうすればよいですか。	相見積もりを依頼した建設企業等から、見積もり取得が困難である場合は、依頼企業から「見積もりを提出することが困難である理由について記した書類」を受領し、見積書の代わりとして提出いただくことも可能です。 なお当該書類には、見積もりを提出することが困難である理由が明記されてある必要があります。 (詳細な手続きについては、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途案内いたします。)	3/21追記
(3)-11	3社以上からの相見積もり取得における「同一条件」とは、対象が機械装置の場合、同一メーカー・同一型番の機種を指すのでしょうか。 あるいは、異なる複数メーカーが製造する、同等の性能を有する機種を指すのでしょうか。	同一仕様の機能や製品の相見積りの取得をお願いします。 可能な範囲において相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定ください。原則として3社以上の同一条件による相見積もりを取ることが必要です。 相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類を整備ください。市場価格と乖離している場合は認められません。 見積書等必要書類、詳細な手続きについては、採択者宛てに補助事業の手引きをご案内します。	7/24追記
(3)-12	既に根抵当権が設定されている土地に建物を増建設・改築・付属建物の新築する場合、補助対象となりますか。	建物の建設予定地に根抵当権が設定され「追加担保差入条項」が設定されている場合には、補助事業により新築、改修等を行う建物に対して新たに根抵当権が設定されることとなり、補助事業として遵守していただくべき事項に違反が生じます。そのため、補助事業の遂行に当たっては、権利者である金融機関等により建物部分に係る根抵当権を設定する義務の免除についての同意を得る必要がございます。 その上で、交付申請時・実績報告時に建設した施設等の財産に対する追加担保差入条項が定められていないことについての確認書の提出いただく必要がございます。 (詳細な手続きについては、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途案内いたします。)	3/21追記

No.	質問	回答	更新・追記日
(3) 補助対象経費・二重受給について			
(3)-13	補助対象物が工場抵当に入ることはい問題ないでしょうか。	原則として、補助対象物が根抵当に入ること、本補助金では認められません。 今回の補助対象物が、根抵当権の範囲に及ぶか（実質的な抵当権の追加となるか）は金融機関へご確認ください。実質的な抵当権の追加にあたるものは、補助対象外です。 工場抵当の場合、土地、建物、機械を工場財団として一体で設定します。目録の変更でも、実質的な抵当権の追加をする場合は、補助対象外となります。実質的な抵当権の追加がなければ補助対象となります。	6/19更新
(3)-14	工場集約で新工場の計画に対して、既存設備の移設費用は、外注費に入れる事は可能でしょうか。	既存設備は自社の保有物（補助対象外）の単なる運搬になるため、補助対象外となります。	3/21追記
(3)-15	機械装置について、自社で製造する場合に機械装置の製作にかかる部品等の購入について補助対象経費になるでしょうか。 また、別部署ではなく、補助事業の対象となる事業で製造する場合は、補助対象経費になるという意味でしょうか。	自社内製については、公募要領P.13に記載の「事業にかかる自社の人件費（ソフトウェア開発等）」、グループ間、部署間の支払いについては「同一代表者・役員が含まれている事業者、みなし同一法人内の事業者、資本関係がある事業者への支払」、「同一企業の部署間の支払」として、本補助金では補助対象外としております。 製作に必要な部品等の購入は、「汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費（ただし、補助事業のみに使用することが明らかなものは除く）」に該当しますので、補助対象外経費になり得ます。	6/19更新
(3)-16	本社はA県にあり、子会社のあるB県に工場を新設する予定です。（建設後は、当社と子会社で使用）。当事業計画に必要な資産（機械装置等）は本社（A県）でも購入する予定です。 本社（A県）・子会社（B県）の両方で取得した資産は補助対象となりますか。	共同申請（コンソーシアム形式）且つ連携による一体的な大規模投資であれば、本社・子会社両方の経費が補助対象となります。 ただし、公募要領参考4）共同申請（コンソーシアム形式での申請）についてに記載のコンソーシアムの要件を満たす必要があります。 ① 参加者の中で投資額5億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）の中堅・中小企業を少なくとも1者以上含むこと ② 連携による一体的な大規模投資を行い、単独より高い労働生産性向上・規模拡大を通じた賃上げを実現する連携計画を策定していること ③ 参加者が賃上げの要件を満たしていること ※コンソーシアム形式を構成する事業者数は、10者以下とします（幹事企業を含める）。	7/24更新
(3)-17	事業に関するホームページの開設・運用・保守等の費用は補助対象でしょうか。	ホームページの開設・運用・保守等の経費：専ら補助事業に使用するものであれば対象、他事業と共用する場合は補助対象外です。 ただし、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。	6/19更新
(3)-18	また補助の該当事業発展に伴う採用費(人材紹介会社へ支払う手数料報酬)は補助対象でしょうか。	採用費は外注費「補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費」に該当しません。また、採用は事業者側でも直接雇用等が可能であり、人材紹介会社を使う場合は代行とみなされ対象外となります。	6/19追記

No.	質問	回答	更新・追記日
(3) 補助対象経費・二重受給について			
(3)-19	フォークリフト、天吊りクレーン、コンプレッサー等は補助対象となりますか。	以下に該当する場合は、補助対象外となります。交付申請時に見積り用途を確認し、補助対象となるか判断させていただきます。当該経費の分類に関する詳細については、税理士等にご確認ください。 自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないものおよび税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く）の購入費・修理費・車検費用	6/19更新
(3)-20	生産機械の導入を複数台検討しております。海外から購入する機械設備でも対象でしょうか。また、海外からの運搬にかかる費用なども対象となりますでしょうか。	事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応の規模の投資を含むものであり、本事業の対象として明確に区分できるものが対象となるため、海外から購入する設備であっても対象となります。 ただし、専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費であることが要件となります。 また、運搬費につきましても一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費は対象となります。	3/21追記
(3)-21	ソフトウェアを導入する際、要件定義・開発等フェーズごとに契約（発注）を行う場合、補助事業期間内に発注・支払いを行った部分については補助対象となりますか。 また、システムの稼働が補助期間外でも補助事業期間内に支払った部分は補助対象となりますか。	原則として、補助事業の完了とは、発注・納入・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。 対象のソフトウェアについて、補助事業期間後にも開発等が残っており稼働できない場合は、補助対象外となります。	3/21追記
(3)-22	公募要領P.10建物費について、「単価 100 万円（税抜き）以上のもの」とありますが、見積書では大項目・中項目・小項目と細分化されています。全体価格が単価100万円(税抜き)以上であれば対象という認識でよろしいでしょうか。	原則、事業者様の税法上の資産計上方法に基づき、資産項目ごとに区分いただきます。その上で、各建物費が100万(税抜き)以上であれば補助対象となります。	7/24更新
(3)-23	「機械装置費」に含めて申請していた機械を購入する際、申請時点で想定していたものから変更（上位機種・最新機種等）することは可能でしょうか。	機械の機種等を変更することは可能です。ただし、本事業の計画を達成するものであり、投資下限額（総額10億円以上の設備投資、単価100万円以上）の要件を満たしている必要があります。なお、交付決定額は、補助金交付候補者の採択決定時点の補助金申請額を上回ることはできませんのでご注意ください。	6/19更新
(3)-24	門扉やフェンスは対象外となるようですが、場内のアスファルト舗装費（コンテナ置き場、車両待機場）や場内雨水排水施設は補助対象経費に含んでもよろしいでしょうか。	アスファルト舗装費や場内雨水排水施設が構築物に該当する場合には、経費対象外となります。また、建物に該当する場合には補助対象経費となり得ます。 ただし、ご質問の資産がどの区分の減価償却資産に該当するかは、税理士等の専門家にお問い合わせください。	6/19追記
(3)-25	工場を建設するにあたり、一般管理費と現場管理費は補助対象となるのでしょうか。	一般管理費と現場管理費については補助対象外となります。	7/24追記
(3)-26	他の補助金、税制との併用について、事例等の補足資料はありますか。	以下リンクより「よくある質問一覧別紙」をご参照ください。 https://seichotoushi-hojo.jp/assets/pdf/besshi.pdf	7/24追記
(3)-27	他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の適用を受ける設備との併用は不可とありますが、補助対象外の経費が上記適用を受けている場合も併用不可という認識で合っていますか。	他の国の補助金や優遇税制の適用を受ける設備等が、本事業の補助対象外経費であれば、併用は可能です。	6/19更新

No.	質問	回答	更新・追記日
(3) 補助対象経費・二重受給について			
(3)-28	自治体の補助金との併用は可能でしょうか。	自治体からの補助金と本補助金の併用は可能です。ただし、同一施設・設備に対し国からの補助金の二重受給は出来ません。	6/19更新
(3)-29	地域未来投資促進税制と本事業を並行して申請し、本事業の不採択時に地域未来投資促進税制を活用することは可能でしょうか。	地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の適用を受けることが決まっている経費については補助対象外となりますが、まだ適用が決まっていない場合、並行して申請は可能です。	
(3)-30	地域未来投資促進税制では、法人税の特別償却・税額控除がありますが、自治体によっては地域経済牽引事業者を対象に、一定の要件を課した上で不動産取得税や固定資産税の減免等の措置があります。このように自治体による不動産取得税や固定資産税の減免を受けた場合にも、補助対象外となりますか。	同一施設に対する地域未来投資促進税制の併用は不可です。他方、自治体による都道府県税（不動産取得税）及び市町村税（固定資産税）の減免等の支援措置との併用は可能です。	8/22更新
(3)-31	「利子補給制度」（エネ合・総合特区・復興特区）との併用は可能でしょうか。	総合特区・復興特区については、本補助金の併用は可能です。ただし、「先進的省エネルギー投資促進支援事業費」については、設備に対する補助であり本補助金と同一設備に対しての適用は認められません。	6/19更新
(3)-32	新工場に太陽光発電設備を設置し、FIT・FIPなどの公的制度を活用しない売電や、自己消費する場合は対象になりますでしょうか。	FIT・FIPなどの公的制度を活用して再生エネルギーの売電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）は補助対象外となります。 上記公的制度を利用しない設備投資であり、また本事業の目的である「地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な質上げを実現すること」に合致する内容である旨を明記したうえで申請ください。 FIT・FIPなどの公的制度については下記URLをご参照ください。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index.html	6/19更新
(3)-33	補助対象の設備に対して、政府系金融機関（日本政策金融公庫、または日本政策投資銀行）からの融資を受けることは可能でしょうか。	同一設備に対し、日本政策金融公庫・日本政策投資銀行の融資と、補助金を併用した申請は可です。詳細については日本政策金融公庫、日本政策投資銀行にそれぞれお問合せください。	6/19追記
(4) 申請手続き・提出書類・審査について			
(4)-1	申請の早い申請から順次審査が行われ、予算総額に達した時点で以降の提出案件の採択可能性が無くなるということがありますか。	申請の早いものから優位的に採択されることはなく、申請締切日以降に全申請を同列で扱い、審査いたします。 ただし締切間際には非常に多くの申請が予想されます。電子申請の手続きには数時間を要しますので、十分な余裕を持って申請手続きを実施してください。	
(4)-2	申請書類の提出が〆切に間に合わない場合、〆切後の提出は認められますか。	いかなる理由があっても、〆切後の申請は受理できません。全ての書類を揃えた上で、期日までにご提出ください。	
(4)-3	3次公募の予定はありますか。	現状は予定しておりませんが、今後については予算の執行状況により決定いたします。	7/24更新

No.	質問	回答	更新・追記日
(4) 申請手続き・提出書類・審査について			
(4)-4	同じ補助対象となる事業者が複数回公募申請することは可能でしょうか。	同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は1件までです。なお、1次公募で不採択となった場合、2次公募に申請することは可能です。ただし、1次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、2次公募でさらに採択を受けることはできません。	6/19更新
(4)-5	jGrantsの操作方法が知りたいです。	操作方法につきましては、マニュアルにて確認することができます。下記URLの画面上部の「申請の流れ」ページから、「事業者クイックマニュアル」をご参照ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow	3/21追記
(4)-6	公募申請の後、成長投資計画等の申請内容を変更したい場合、採択後にどのような手続が必要になりますか。	補助金交付候補者として採択された場合は、交付申請の手続が必要となるため、その際に、申請内容の変更を申し出てください。ただし、公募申請時に計上していない経費を交付申請時に新たに計上することは認められません。また、交付決定額は、補助金交付候補者の採択決定時点の補助金申請額を上回ることではできませんのでご注意ください。※公募申請時から計画内容が大きく変更されている場合などは、変更を承認できない可能性があります。また、交付決定後の計画変更については、採択者向けに別途ご連絡致します。	7/24更新
(4)-7	1次公募で使用した様式を再度2次公募で使用しても良いでしょうか	2次公募においては、1次公募の様式を使用することは認められておりません。必ず2次公募用の最新の様式をご使用ください。最新の様式でないと、審査ができなくなる可能性があります。	7/24追記
(4)-8	公募申請時点で見積書が必要でしょうか。また、見積書の期限はいつまでのものが必要でしょうか。	公募申請時点では見積書を提出していただく必要はありませんが、成長投資計画策定にあたって取得予定の機械装置等の単価や個数等の記載が必要です。補助金交付候補者として採択された場合には、交付申請の参考様式1_見積依頼書にて見積書を取得頂きます。交付申請の際は、有効期限内の見積書を提出する必要があります。見積取得・提出についての詳細は、採択者宛てに補助事業の手引きにてご案内します。	7/24更新
(4)-9	補助事業の収支予算の欄について、共同申請の場合、どのように書けば良いでしょうか。	収入、支出ともに、事業者A、事業者Bそれぞれで表を作り、記載してください。また、合計値が、補助事業に要する経費、補助事業対象経費及び補助金の配分額と必ず一致するようにご注意ください。詳細につきましては、様式1 成長投資計画書、様式2 成長投資計画別紙をご参照下さい。	3/21追記
(4)-10	提出資料の命名規則について、3期分の決算資料のファイル名は、それぞれどのようにすればよいでしょうか。	「A004_決算書（前々期決算分）_事業者名.pdf」、「A004_決算書（前期決算分）_事業者名.pdf」、「A004_決算書（最新決算分）_事業者名.pdf」と、各資料の内容が判別しやすいように記載ください。	3/21追記
(4)-11	「様式1_成長投資計画書」について、全体を通じ、資料の変更はどこまで許されるでしょうか。	前提として、各ページの記載ガイドに従い記載いただいたうえで、各ページのフォーマットはあくまで例示のため改変は可能です。9頁の事業ポートフォリオの場合で言えば、PPMはあくまで整理するフレームワークの一つであり、別のフレームワークによる整理でも構いません。よって、各象限・軸等を加筆・変更することも可能です。	4/19追記

No.	質問	回答	更新・追記日
(4) 申請手続き・提出書類・審査について			
(4)-12	「様式2_成長投資計画書別紙」について、うるう日上昇率の計算が反映されませんが、どのように対応すればよろしいでしょうか。	うるう日上昇率の計算では、うるう日(2/29)の計算は不可のため反映されません。よって、決算日、補助事業完了日は便宜上2月末決算の場合は2/28の入力をお願いします。	4/19追記
(4)-13	「様式2_成長投資計画書別紙の②補助事業情報」、 「様式3_ローカルベンチマーク」について、12か月に満たない決算期がある場合や、創業から12か月経過していない場合は12か月へ換算などして作成する必要がありますでしょうか。	12か月に満たない決算期がある場合、以下の様に記載のうえ、ご提出してください。 貸借対照表(B/S)に該当する項目:決算資料どおり記載 損益計算書(P/L)に該当する項目:12か月に換算して記載 上記の通り最新決算期の数値を補正した計算シート(補正した項目と計算式が記載されているシート)を「最新決算期の決算書等」と一緒にPDF形式で添付した上でご提出ください。 また、直近の決算期が12か月未満であり、かつ創業から12か月経過していない場合は、ローカルベンチマークを未記載で提出していただき、様式1にその旨記載いただくようお願いいたします。	8/1更新
(4)-14	「様式3_ローカルベンチマーク」について、実績記載欄の受取手形・支払手形には電子記録債権・債務も含む理解でよいでしょうか。	事業者様側の仕訳上電子記録債権・債務が含まれていれば、様式3の受取手形・支払手形に含めて頂いて構いません。	4/19追記
(4)-15	「様式4_金融機関による確認書」について、押印は必要でしょうか。	押印は不要です。	6/19追記
(4)-16	申請書類の修正・再提出については、事前に事務局へ連絡をすれば基本的に受け付けてもらえるのでしょうか。	訂正したい箇所を具体的に明記した上で事務局にご連絡下さい。 メールにて必要な情報をお送りいたします。	7/24追記
(4)-17	申請書類の修正・再提出については、公募締め切り迄行えるということでしょうか。	公募締め切り5営業日前までに提出された申請書類については、書類の不足や命名規則違反、ファイル破損、様式2のエラーの有無などを事務局が確認し、不備が発覚した場合にはご連絡の上、公募期間内での再提出が可能ですので、お早めのご申請をお願いいたします。	7/24追記
(4)-18	公募申請後、審査状況を知ることは出来ますか。	jGrants上では「申請済」、「差戻」のステータスが表示されます。 審査結果については、採択・不採択にかかわらずメールにて通知させていただきます。採択者については特設サイト上でも掲載させていただきます。なお、jGrants上では申請者の書類処理状況に関するステータスのみ確認することが可能です。	6/19追記
(4)-19	プレゼンテーション審査の具体的な日程を教えてください。	各公募におけるプレゼンテーション審査の日程については、本補助事業の特設サイト上で公開予定です。なお、事業者ごとのプレゼンテーション審査の実施日時については、1次審査を通過した事業者宛てにご連絡する予定です。	6/19更新
(4)-20	急遽、2次審査(プレゼンテーション審査)で通知された時に経営者が行けなくなった場合はどうすればいいでしょうか。	やむを得ない理由がある場合は、速やかに下記を記載のうえ問合せフォームからご連絡ください。 【日程希望】 ①法人番号(13桁) ②法人名 ③通知された審査日時 ④参加できない理由	6/19更新

No.	質問	回答	更新・追記日
(4) 申請手続き・提出書類・審査について			
(4)-21	2次審査（プレゼンテーション審査）への参加者について、制限はありますか。	<p>・プレゼンテーションは申請企業の経営者（代表取締役社長・会長等の代表権を持たれている方 1名）より行っていただきます（必須）。</p> <p>※コンソーシアムの場合、幹事企業の経営者（1名）にプレゼンテーションを行っていただきます。</p> <p>・経営者以外に、質疑応答にて補助される方についても2名まで同席可能です。</p> <p>※コンソーシアムの場合、プレゼンテーションを行う幹事企業の経営者の参加を必須とし、残りの2名については、幹事企業またはコンソーシアム参加者（幹事企業の経営者以外の方を含む）より、任意で同席可能です。</p> <p>※「金融機関による確認書」を提出した申請者については、上記3名の他に、当該金融機関の担当者（1名）の同席が可能であり、同席した場合には審査で加点します。</p> <p>※申請者企業、コンソーシアム参加者及び金融機関担当者（「金融機関による確認書」を提出した場合のみ）以外のプレゼンテーション審査への同席は認められません（外部コンサルティング会社等）。</p>	8/1更新
(4)-22	2次審査（プレゼンテーション審査）当日に、申請書類以外の資料を持ち込みして投影することはできますでしょうか。	<p>公募時点で提出された「成長投資計画（様式1）」を投影するため、個別の補足資料の持ち込み、投影はできません。</p> <p>なお、プレゼンのための手元の紙資料、メモの持ち込みは問題ございませんが、電子機器(PC、タブレット等)の使用は不可となります。</p>	6/19更新
(4)-23	1次公募の審査不採択がで2次公募に申請する場合も、代表者プレゼンテーションは必須となるのでしょうか。	1次公募で不採択となり、2次公募に申請する事業者についても、プレゼンテーション審査において代表権を持つ経営者によるプレゼンテーションを頂くことが必須となります。	7/24追記
(4)-24	一次公募に申請し、不採択となりました。計画の見直しを実施し、2次公募にも申請する予定ですが、審査の際は、1次公募時の内容と相対的に審査されるのでしょうか。あるいは、2次公募時の内容のみで審査されるのでしょうか。	新たに2次公募で申請書類を提出頂き、その内容をもって審査致します。1次公募の申請内容は考慮いたしません。	7/24追記
(4)-24	人手不足の状況が改善される見通しは何を持って示せばよいでしょうか（労働生産性数値で考えるということが良いのか）。	「人手不足の状況が改善される取組か」については、(様式1)成長投資計画書の記載内容を確認させていただき、総合的に評価させていただきます。	3/21追記
(4)-25	審査結果の詳細な内容についてフィードバックをもらうことは可能でしょうか。	不採択となった方は、計画のブラッシュアップに向けた不採択理由を別途お送りする予定です。なお順位や点数といった詳細結果についてはお答えいたしかねます。	5/27更新

No.	質問	回答	更新・追記日
(4) 申請手続き・提出書類・審査について			
(4)-26	公募要領の審査基準に、「早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれるか（総投資額に占める令和6年度内の投資額の割合が高い水準であるか。）。」とあります。一般枠の場合でも、この要件を満たしていれば加点対象となると思いますが、令和6年度内に支払いまで完了することが見込まれば良いのでしょうか。もしくは建物や設備の納品・設置まで終えている必要があるのでしょうか。	一般枠の場合、令和6年度中に、前払いを含め支払いが完了していることが見込まれる場合は、加点対象となります。 例えば、令和6年度内に前払いし商品の納入が令和7年度の場合、前払いした分は令和6年度の経費とみなし加点対象となります。 なお、特別枠の場合は、令和6年度中に補助事業が完了、つまり建物完成、設備設置、検収、支払など事業に必要な手続きが全て完了することが見込まれることが要件となります。	8/1更新
(4)-27	採択倍率はどの程度になると見込んでいますか。	2次公募の採択倍率の見込みについては、申請数の予測が難しく、回答いたしかねます。 (参考) 1次公募の有効申請件数は736件のうち、定量面での評価を行う書面（1次）審査を経て、254件が計画の蓋然性を審査するプレゼンテーション（2次）審査に進み、最終的に、109件が採択されました（採択倍率は約6.8倍）。 https://seichotoushi-hojo.jp/information/2024/06/21.html	7/24更新
(4)-28	【一般枠】と【特別枠】で予算割合や採択割合はどれくらいを想定されているのでしょうか。	審査や審査結果に関わる内容については、恐れ入りますが回答致しかねます。	7/24追記
(4)-29	2次公募は特別枠から優先的に採択され、特別枠で空いた枠に一般枠を採択するのでしょうか。	あくまでも、一般枠、特別枠を合わせて評価を行った上で、評価の高い順に採択を行います。特別枠であっても、審査上の評価が低い場合は不採択となり得る旨、ご注意ください。	7/24追記
(5) 共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について			
(5)-1	中堅・中小企業が、子会社の中堅・中小企業とコンソーシアムを組んで補助金を申請することは可能でしょうか。	親会社と子会社による共同申請（コンソーシアム形式）での申請は可能です。公募要領「（参考4）共同申請（コンソーシアム形式での申請）について」に記載の要件をご参照の上、申請してください。 ただし、補助事業期間に経費が発生しない事業者をコンソーシアム形式に含めることは出来ません。	7/24更新
(5)-2	親会社Aは、子会社Bの議決権を51%有しています。この場合、親会社、子会社それぞれでの申請は認められないと思いますが、両者とも申請する場合はどのようにすれば良いのでしょうか。	議決権の50%超を有する子会社が存在する場合（複数存在する場合を含む。）、親会社と全ての子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められず、別々に申請することはできません。この場合、共同申請（コンソーシアム形式）での申請をご検討ください。	6/19追記
(5)-3	共同申請（コンソーシアム形式）での申請の場合の補助上限額は、コンソーシアム全体として50億円か、もしくは1者につき50億円となりますか。	コンソーシアムを1者と考え、上限50億円とします。	

No.	質問	回答	更新・追記日
(5) 共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について			
(5)-4	共同申請（コンソーシアム形式での申請）について、公募要領P.27に 「※コンソーシアムに大企業が参加している場合、大企業の投資額を投資規模（10億円以上）の判定に含めることはできませんが、大企業は補助対象外となります。」と記載があります。 上記のケース等で複数のコンソーシアムに入ることは可能でしょうか。	大企業は補助金を受給をしないため、複数のコンソーシアムに参加することは可能です。 なお、大企業についても投資と賃上げが必須となります。 また、目標とする年平均上昇率と最終年度の1人当たり給与支給総額（目標水準）を交付決定後に事務局のホームページに公表いたします。	7/24更新
(5)-5	共同申請（コンソーシアム形式での申請）について、公募要領P.27に 「※コンソーシアムには補助事業において投資を行う事業者のみ参加が可能です。事業の運営のみを行い、補助事業期間において事業に要する経費が発生しない事業者（幹事企業を含む。）は、コンソーシアムに含めることはできません。」と記載がありますが、「外注費」や「専門家経費」のみの投資でも共同申請に参加できますでしょうか。	こちらの「投資」につきましては、補助事業の要件と同様に、「外注費・専門家経費を除く」建設費、機械装置費、ソフトウェア費における補助対象経費分の投資が必要となります。	8/1追記
(5)-6	【特別枠】 リース会社との共同申請の場合、特別枠を適用するにあたって留意すべき事項はありますかでしょうか。	共同申請をされるリース会社において、令和7年3月31日までに工事、納品、検収、支払等の事業に必要な手続きがすべて完了することが見込まれる必要があります。	7/24追記
(5)-7	補助事業者が倒産した場合、リース会社はどう対応すれば良いでしょうか。	所有権がリース会社にある期間において補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を支給していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行っていただくこととなります。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を返金いただくこととなります。	
(5)-8	事業者の希望により、リース料を毎月定額払いではなく、年1回払い又は不均等払いとした場合であっても、補助金の交付を受けることは可能でしょうか。	ファイナンス・リース取引に該当すれば、事業者の希望により、リース料を年1回払い又は不均等払い（逦増・逦減）とすることは認められます。 ただし、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず12か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。	3/21追記
(5)-9	リース会社が交付を受けた補助金について、リース料から減額することなく、リース会社から事業者に一括して支払うことは可能でしょうか。	リース会社が取得する設備に対する補助金であり、リース会社が交付を受けた補助金を事業者に対して支払うことは、補助金を補助事業以外の用途に使用したことになり、交付規程に定める交付決定の取消し事由に該当します。また、左記のような行為をした場合、リース料軽減計算書に虚偽の記載をしたことになり、当協会として、当該リース料軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該申請をしたリース会社からのリース料軽減計算書の確認申請を拒むこととなります。	
(5)-10	サプライヤーが買取保証（※）を付したリース取引も対象となりますか。（※）ユーザーが倒産した場合に、サプライヤーがリース物件を一定金額で買い取ることを意味します。	ファイナンス・リース取引に該当していれば、サプライヤーの買取保証の有無は問いません。	
(5)-11	リース債権の譲渡は可能でしょうか。	共同申請したリース会社が他のリース会社へリース料の債権譲渡をすることは禁止します。	

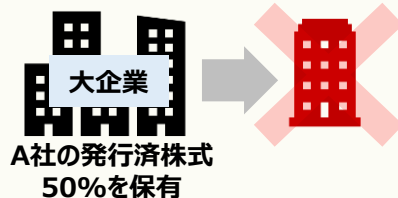
No.	質問	回答	更新・追記日
(5) 共同申請（コンソーシアム形式・リースによる投資補助）について			
(5)-12	リース期間≧耐用年数期間と仮定すると、耐用年数の異なる物件が複数ある場合、耐用年数をどのように考えれば良いでしょうか。	補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間+再リース契約期間≧処分制限期間でないといけません。 処分制限期間の詳細については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（法定耐用年数）をご参照下さい。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015	3/21追記
(6) 交付申請～補助金の支払いについて			
(6)-1	実地検査はいつ実施しますか。	本補助事業の適正な遂行のために必要である場合は、事務局は現地調査等を行う場合があります。その際、関連書類の提出を求める場合があります。また、補助事業終了後、予告なく実地検査を実施する場合がありますので、いずれもご協力をいただきますようお願いいたします。	3/21追記
(6)-2	採択されてからどのくらいで交付申請を出せばよいのでしょうか。	採択者事業者様により交付申請を頂き、事務局にて交付申請者に対し交付決定します。スケジュール等詳細については、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途ご案内いたします。	6/19更新
(6)-3	補助金の交付決定はいつ頃になりますか。	補助金交付候補者として採択された後、補助対象経費を精査していただき、補助金の交付申請手続きを行っていただきます（詳細な手続きやスケジュールは、採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途ご案内いたします。）	3/21追記
(6)-4	補助金はいつ支払われますか。	支払うべき補助金額の確定後、30日以内に支払われます。（概算払いにおいても同様です。）	
(6)-5	補助金はどのように受け取れますか。	指定口座への銀行振り込みとなります。	
(6)-6	補助金の概算払いは可能ですか。	原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも補助金を交付するといった柔軟な対応をいたします。 詳細は採択者宛てに「補助事業の手引き」を別途ご案内いたします。	6/19更新
(6)-7	中堅・中小成長投資補助金で取得した資産について、圧縮記帳を適用することは可能でしょうか。	本事業のうち、固定資産の取得等に充てるための補助金については、法人税法第42条及び所得税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。法人税法第42条及び所得税法第42条の規定の適用に関しては、税理士等の専門家にご相談いただき、適切な税務処理をお願いします。	3/21追記
(6)-8	現在の見通しでは、2次公募の交付決定はいつ頃になりそうでしょうか。	2次公募の採択決定は9月中下旬頃を予定しており、その後、交付申請をもって交付決定となります。 交付決定についてはスケジュールが確定次第、採択事業者様へ周知致します。	7/24追記

本事業におけるみなし大企業の定義

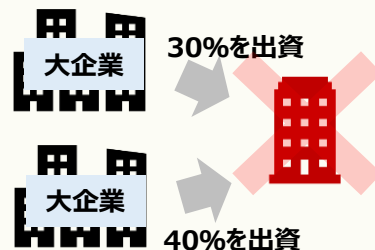
以下のいずれかに該当する者は、みなし大企業となり補助**対象外**となります

※ここでいう「大企業」とは、常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を指します。

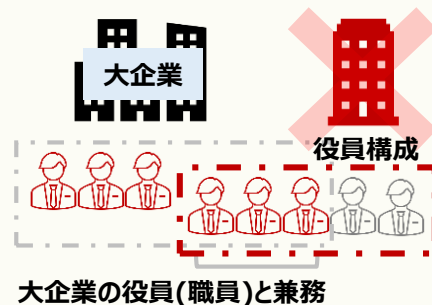
(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む。）の所有に属している法人



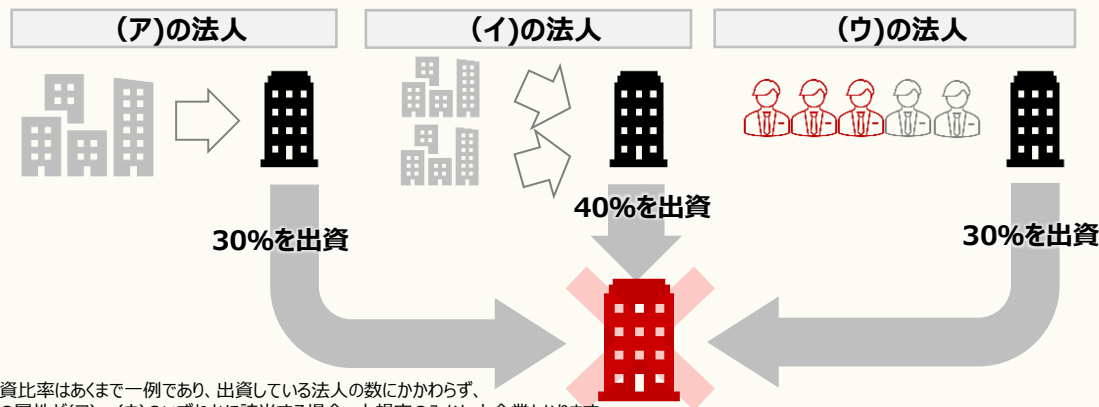
(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む。）の所有に属している法人



(ウ) 大企業（外国法人含む。）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

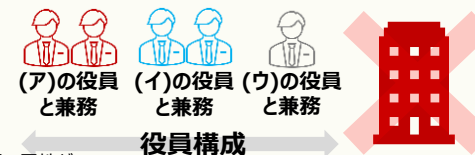


(エ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額が（ア）～（ウ）に該当する法人の所有に属している法人



※記載の出資比率はあくまで一例であり、出資している法人の数にかかわらず、対象の法人の属性が（ア）～（ウ）のいずれかに該当する場合、本規定のみなし大企業となります。

(オ) （ア）～（ウ）に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人



※役員を構成する兼務の法人数にかかわらず、対象の役員の属性が（ア）～（ウ）のいずれかに該当する場合、本規定のみなし大企業となります。

上記内容については、公募要領5,6ページをご参照ください。

みなし大企業となる事例

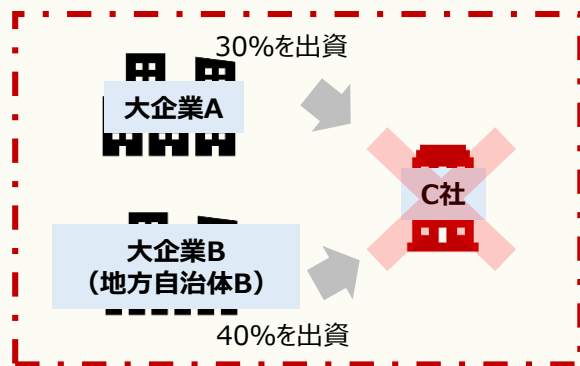
以下の事例に該当する者は、大企業とみなし、補助対象外となります

※ここでいう「大企業」とは、常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を指します。

- ① Q：当社Cは資本金3,000万円、従業員1,000人であり、従業員3,000人の大企業A社が30%、地方自治体Bが40%出資しています。当社Cは補助対象者となりますか？

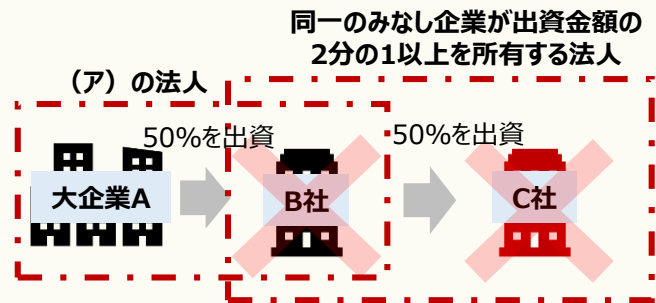
A：公募要領6ページ※2①に記載の通り、自治体等の公的機関についても、大企業として扱います。また、本事業では資本金によらず、1ページ目の（ア）～（オ）に該当する場合は、みなし大企業となります。A社、地方自治体Bは大企業となるため、C社は1ページ目の（イ）の法人に該当し、みなし大企業となります。

（イ）の法人



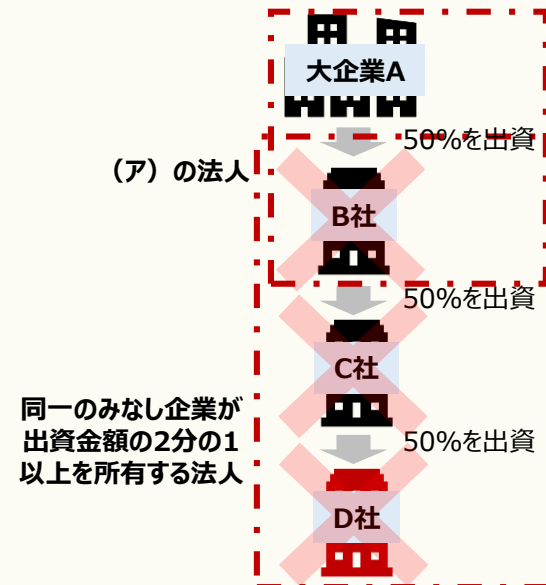
- ② Q：当社Cは従業員1,000人であり、B社（従業員1,800人）が50%出資しています。また、B社は、A社（従業員2,500人）が50%出資していますが、補助対象者となりますか？

A：B社は、1ページ目の（ア）の法人に該当し、みなし大企業となります。C社は、公募要領6ページ※2③に記載の「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一のみなし大企業が所有している法人」に該当するため、C社もみなし大企業となります。



- ③ Q：当社D（従業員1,200人）は、A社（2,100人）のひ孫会社です。子会社Bは従業員1,800人、孫会社C社は従業員1,500人で、それぞれ50%出資しています。当社Dは、補助対象者となりますか？

A：従業員2,000人超の大企業であるA社が50%出資する子会社Bは、1ページ目の（ア）の法人に該当し、みなし大企業となります。B社が50%出資するC社、C社が50%出資するD社は、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一のみなし大企業が所有している法人」に該当し、みなし大企業となります。



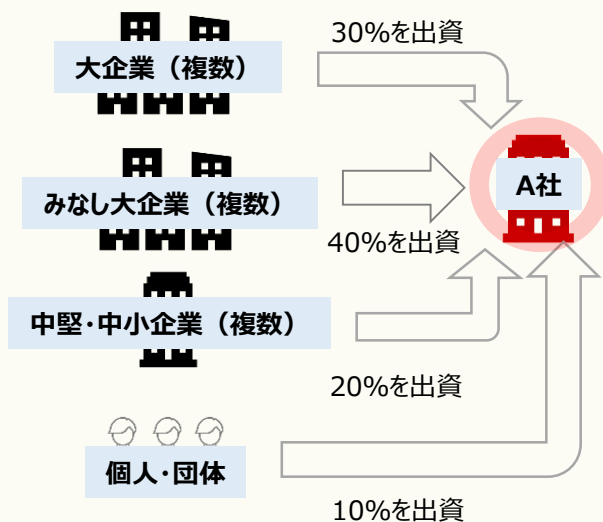
上記内容については、公募要領5,6ページをご参照ください。

みなし大企業とならない事例

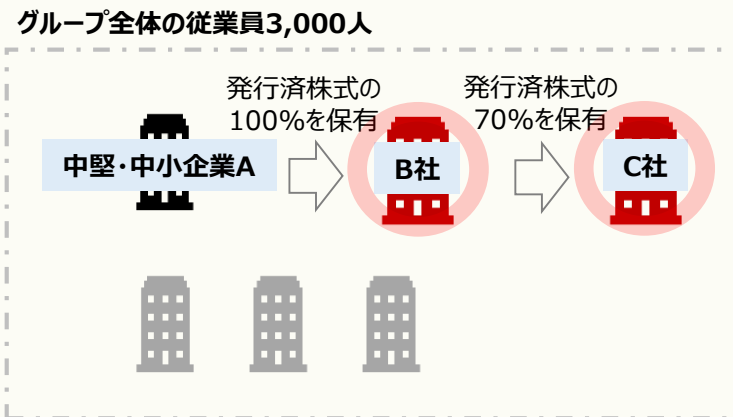
以下の事例に該当する者は、大企業とみなされず補助対象となり得ます

※ここでいう「大企業」とは、常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を指します。

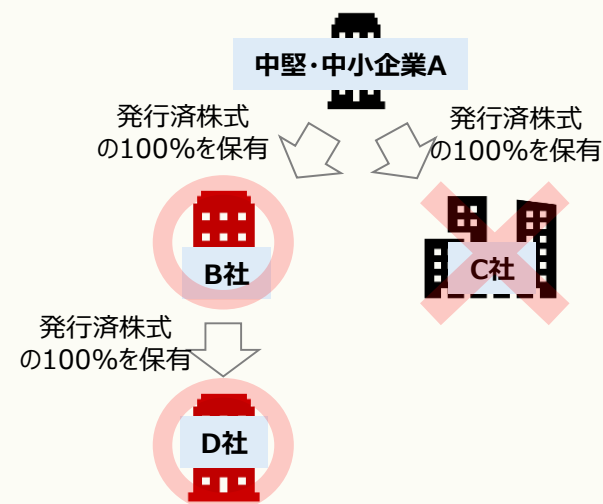
- ① Q：複数の大企業が合計30%、複数のみなし大企業が合計40%、複数の中堅企業が合計20%、個人・団体が合計10%の株式を所有しています。当社Aは、みなし大企業に該当しますか？
 A：1ページ目の（イ）もしくは（エ）の場合、みなし大企業となりますが、A社の場合は（ア）～（オ）のみなし大企業に該当しません。



- ② Q：グループ全体の従業員は3,000人です。A社（従業員200人、資本金1億円）は持株会社であり、B社（従業員400人）を完全子会社としています。B社は当社C（従業員350人）の発行済み株式を2分の1以上（約70%）保有しています。当社Cはみなし大企業となりますか？
 A：本事業では資本金によらず、単独で常時使用する従業員数が2,000人超の事業者を「大企業」とします。A社、B社、C社は単独で従業員が2,000人以下の中堅・中小企業のため、みなし大企業に該当しません。



- ③ Q：持株会社A社（従業員2,000人以下）の下には、100%子会社のB社（2000人未満）とC社（2,000人超）があります。B社の100%子会社のD社（従業員2,000人以下）は、みなし大企業となりますか？
 A：A社、B社、D社は従業員数2,000人以下の中堅・中小企業です。また、従業員数が2,000人超の大企業であるC社と、D社の間に資本関係は無いため、D社はみなし大企業に該当しません。



上記内容については、公募要領5,6ページをご参照ください。

本事業以外の補助を受ける設備に対する本補助金の併用可否について

1/1

- **本事業以外で国の補助（設備投資に対する補助）**を受ける設備は、**本事業の補助対象外**です。
- **国以外（地方公共団体など）からの補助や、設備投資以外の補助（利子補給・融資など）**を受ける設備は、**本事業の補助対象**となり得ます。

		財源	
		国（独立行政法人等を含む）	国以外（地方公共団体など）
制度の目的	設備投資に対する補助	<p>同一設備に対し本補助金の併用は不可</p> <p>（例）国と県との協調補助金、グリーンアジア国際戦略総合特区（設備投資補助金）</p>	<p>同一設備に対し本補助金の併用は可能</p> <p>（例）地方自治体の補助金</p>
	利子補給・融資など	<p>同一設備に対し本補助金の併用は可能</p> <p>（例）地域再生利子補給制度、総合特区支援利子補給金、グリーンアジア国際戦略総合特区（金融等の支援措置）、復興特区支援利子補給金、日本政策投資銀行の融資、日本政策金融公庫の融資</p>	<p>同一設備に対し本補助金の併用は可能</p> <p>（例）ふるさと融資</p>

※国から投資額の1/3の補助を受けている場合、2/3を超えて地方公共団体からの補助を受けることは認められておりません。

※以下の制度が適用される設備については、**本補助金の併用は不可**となります。

- ・ 地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制
- ・ FIT・FIPなどの公的制度
- ・ 公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬
- ・ 農林水産みらい基金（一般社団法人の制度ですが、同一設備に対する国または地方公共団体の補助金との併用は認められておりません。）

※本補助金以外の制度の規定として、本補助金との併用に問題がないか予めご確認ください。

※上記表の（例）は、事業者様より問い合わせのあった事例です。上記事例以外も含め、ご不明点がございましたら、補助金サポートセンターへお問い合わせください。